

合併（廃置分合）に関する議案関係

議案第 45 号

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することを三重県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 1 日提出

桑名市長 水 谷 元

（提案理由）

平成 16 年 12 月 6 日に桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町が合併するため、地方自治法に基づく所要の手續をするものであります。

議案第 46 号

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり桑名郡多度町及び同郡長島町と協議のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 1 日提出

桑名市長 水 谷 元

（提案理由）

平成 16 年 12 月 6 日に桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町が合併することに伴う財産処分について、地方自治法に基づく所要の手續をするものであります。

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の財産は、すべて新たに設置する「桑名市」に帰属させる。

平成 16 年 月 日

桑名市長 水 谷 元

多度町長 鷲 野 利 彦

長島町長 平 野 久 克

議案第 47 号

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について

平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う「桑名市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により別紙のとおり桑名郡多度町及び同郡長島町と協議のうえ定めることについて、同条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 1 日提出

桑名市長 水 谷 元

（提案理由）

平成 16 年 12 月 6 日に桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町が合併することに伴う議会の議員の定数について、地方自治法に基づく所要の手續をするものであります。

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書

平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う「桑名市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「桑名市」の議会の議員の定数は、34 人とする。

平成 16 年 月 日

桑名市長 水 谷 元

多度町長 鷺 野 利 彦

長島町長 平 野 久 克

議案第 48 号

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）による経過措置を、別紙のとおり桑名郡多度町及び同郡長島町と協議のうえ定めることについて、同法第 7 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項及び同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 1 日提出

桑名市長 水 谷 元

（提案理由）

平成 16 年 12 月 6 日に桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町が合併することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律に基づく所要の手續をするものであります。

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の議会の議員は、合併特例法第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新たに設置する「桑名市」の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の選挙による委員の任期

新たに設置する「桑名市」に 1 つの農業委員会を置き、桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新たに設置する「桑名市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成 16 年 月 日

桑名市長 水 谷 元

多度町長 鷲 野 利 彦

長島町長 平 野 久 克

議案第 49 号

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴い新たに設置される市における
地域審議会の設置に関する協議について

平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う地域審議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり桑名郡多度町及び同郡長島町と協議のうえ定めることについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 1 日提出

桑名市長 水 谷 元

（提案理由）

平成 16 年 12 月 6 日に桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町が合併することに伴う地域審議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律に基づく所要の手続をするものであります。

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合に伴い新たに設置される市における
地域審議会の設置に関する協議書

平成 16 年 12 月 6 日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することに伴う地域審議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり定めるものとする。

平成 16 年 月 日

桑名市長 水 谷 元

多度町長 鷲 野 利 彦

長島町長 平 野 久 克

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会を設置する。

名 称	設 置 区 域
桑名地区地域審議会	合併前の桑名市の区域
多度地区地域審議会	合併前の多度町の区域
長島地区地域審議会	合併前の長島町の区域

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会長
- (2) 農林水産業団体、商工業団体に属する者
- (3) 社会教育及び学校教育の団体に属する者
- (4) 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者
- (5) 社会福祉に関係する者
- (6) 学識経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 地域審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議は、毎年 1 回以上開催するものとする。また、委員の 4 分の 1 以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第 8 条 地域審議会の庶務は、本庁において処理する。

(補則)

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附 則

1 この協議は、合併の日から施行する。

2 最初に委嘱される地域審議会の委員の任期は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。